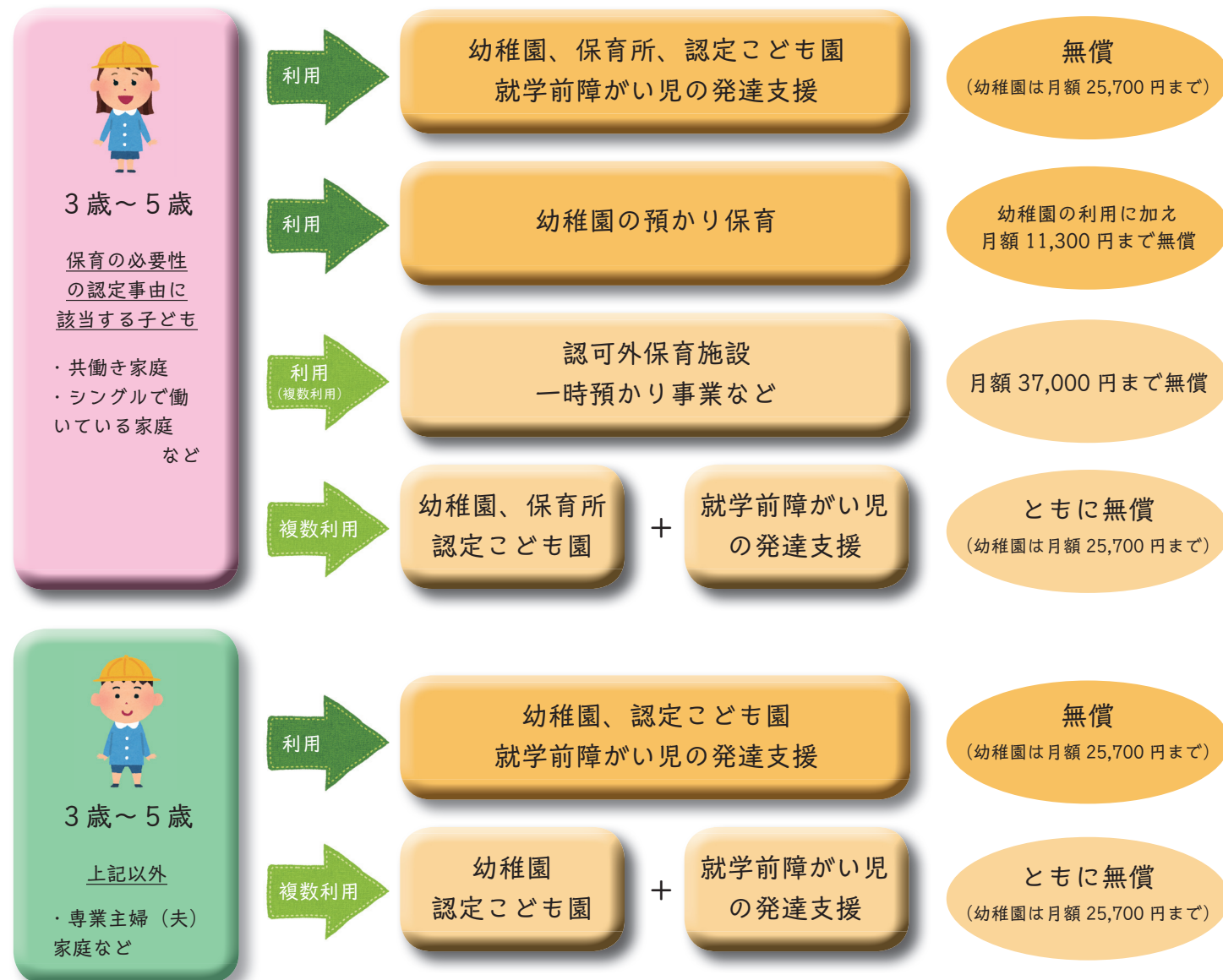


幼児教育・保育の無償化が始まります

【Part. 1】～制度の概要について～

国では、幼児教育の重要性や、子育て世代の負担を軽減し少子化解消へとつなげる目的から、10月1日より幼児教育・保育の無償化を実施することとしました。今月号では制度の内容や、無償化の主な例を紹介します。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※「教育・保育給付認定」を既に受けている方は基本的に手続きは不要ですが、1号認定で預かり保育等利用者及び現在認定を受けていない方は、「施設等利用給付認定」を受ける手続きが必要になりますので、8月23日(金)までに福祉こども課までお問い合わせください。

合わせください。
※例に記載はありませんが、地域型保育も対象となります。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象となりますので、お問い合わせください。

Case.1

幼稚園・保育所・認定こども園等

3歳から5歳までの全てのお子さんの保育料が無償になります。

- ①幼稚園については、最大月額 25,700 円までが対象となります。
- ②無償の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です(幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償になります)。

③通園送迎費、食材料費(主食、副食)、行事費などは、これまでどおり保護者負担となります。

- ④0歳から2歳までのお子さんについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償になります。
- ⑤年収360万円未満相当世帯のお子さんと全ての世帯の第3子以降のお子さんについては、副食(おかず、おやつ等)の費用が免除されます。

Case.2

幼稚園の預かり保育

無償化の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定(保育の必要性)を受ける必要があります(原則、施設経由での申請を予定しております)。

また、利用料については、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育料が無償になります。

Case.3

認可外保育施設、一時預かり事業 病児保育事業、ファミリーサポート

無償化の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定(保育の必要性)を受ける必要があります。

また、利用料については、3歳から5歳までのお子さんは、月額 37,000 円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんは月額 42,000 円までが無償になります。

- ①保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- ②「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等)が必要となります。
- ③認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※幼児教育・保育の無償化に関する町独自の制度など、次号以降で詳しくご紹介していきます。

●問い合わせ先 福祉こども課 ☎ 62-2210 鏡石幼稚園については 教育委員会 ☎ 62-3459

※就学前の障がい児の発達支援を利用するお子さんについても、3歳から5歳までの利用料が無償になります。